



IFRS[®]
Sustainability

2025 年 4 月

公開草案

IFRS[®]サステナビリティ開示基準

温室効果ガス排出の開示に対する修正に関する 結論の根拠

IFRS S2 号の修正案

コメント期限：2025 年 6 月 27 日

結論の根拠

公開草案

温室効果ガス排出の開示に対する修正

IFRS S2 号に対する修正案

コメント期限：2025 年 6 月 27 日

Basis for Conclusions on Exposure Draft ISSB/ED/2025/1/BC is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by **27 June 2025** and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidentiality. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the Foundation expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2025 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or by visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation has trade marks registered around the world including 'FSA®', the 'Hexagon Device' logo®, 'IAS®', 'IASB®', 'IFRIC®', 'IFRS®', the 'IFRS®' logo, 'IFRS for SMEs®', 'ISSB®', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'International Financial Reporting Standards Foundation®', 'IFRS Foundation®', 'NIIF®', 'SASB®', 'SIC®', 'SICS®', and 'Sustainable Industry Classification System®'. Further details of the IFRS Foundation's trade marks are available from the IFRS Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

結論の根拠

公開草案

温室効果ガス排出の開示に対する修正

IFRS S2 号に対する修正案

コメント期限：2025 年 6 月 27 日

温室効果ガス排出の開示に対する修正

公開草案の結論の根拠 ISSB/ED/2025/1/BC は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、**2025 年 6 月 27 日**までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

回答者が秘密扱いの要求をしない限り、すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、ISSB 及び当財団は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、明白に拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2025 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

ISSB の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘FSA®’、Hexagon Device® ロゴ、‘IAS®’、‘IASB®’、IASB® ロゴ、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、IFRS® ロゴ、‘IFRS for SMEs®’、‘ISSB®’、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards Foundation®’、‘IFRS Foundation®’、‘NIIF®’、‘SASB®’、‘SIC®’、‘SICS®’ 及び ‘Sustainable Industry Classification System®’ がある。IFRS 財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて IFRS 財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目 次

公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」に関する結論の根拠

	開始する項
背 景	BC1
「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示	
修正案	BC7
ISSB が修正を提案した理由	BC9
修正案はどのように機能するか	BC14
ファイナンスド・エミッションに関連する特定の要求事項の適用における「世界産業分類基準」の使用	
修正案	BC25
ISSB が修正を提案した理由	BC26
修正案はどのように機能するか	BC31
「GHG プロトコルのコーポレート基準」の使用に対する法域別の救済措置	
修正案	BC39
ISSB が修正を提案した理由	BC40
修正案はどのように機能するか	BC42
地球温暖化係数の数値についての法域別の救済措置の適用可能性	
修正案	BC44
ISSB が修正を提案した理由	BC45
修正案はどのように機能するか	BC48
発効日	BC50
「SASB スタンドアード」の結果的修正	BC52
影響（effects）分析	BC53

公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」に関する結論の根拠

この結論の根拠は、公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」に付属しているが、その一部を構成するものではない。本公開草案の開発にあたっての国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の考慮事項を要約している。個々の ISSB メンバーにより、重点を置く要因は異なっていた。

背景

- BC1 2023年6月に、ISSBは、最初の2つの「IFRS サステナビリティ開示基準」、すなわち、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び IFRS S2 号「気候関連開示」を公表した。ISSB は、企業の気候関連のリスク及び機会に関する、より一貫性があり、完全で、比較可能で検証可能な情報を求める一般目的財務報告書の利用者からの要望に対応して、IFRS S2 号を開発した。IFRS S2 号は、企業が自らの気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示するための要求事項を示している。
- BC2 IFRS S2 号を導入する企業によって識別された適用上の課題に対応して、ISSB は、この基準的を絞った修正を提案している。これらの修正案は、特定の温室効果ガス排出の開示要求についての追加的な救済措置を提供するとともに、既存の救済措置を明確化するものとなる。修正案は、公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」において示されている。この結論の根拠は、修正案に対する ISSB の論拠を説明している。
- BC3 適用上の課題は、「IFRS S1 号及び IFRS S2 号に関する移行支援グループ」（TIG: Transition Implementation Group）に提出された利害関係者の質問並びに ISSB のその他の対話活動（「IFRS サステナビリティ開示基準」を採用又はその他の方法で使用するための法域別のプロセスの一部としての各法域との対話を含む。）を通じて識別された。これらの事項は、ISSB が IFRS S2 号の公表前には検討していなかった追加的な情報を提供した。
- BC4 ISSB は、これらの修正を提案するために適時に行動することを決定した。これは、一般目的財務報告書の利用者にとっての情報の有用性を著しく（significantly）低減させることなく、IFRS S2 号の適用において企業（特に、導入の過程にある企業）を支援するために行われた。修正案は、複雑性及び潜在的な重複した報告のリスクを低減させるとともに、IFRS S2 号における特定の温室効果ガス排出の開示要求の適用のコストも低減させると見込まれる。温室効果ガス排出を測定し開示するための要求事項の適用には、通常、企業が大量のデータを管理するためのシステム及びプロセスを有することが必要となる。これらの修正を提案するためにできるだけ早く行動することによって、ISSB は、多くの企業がこれらの要求事項を適用するためのシステムを構築しプロセスを設定しようとしている時において、当該基準の導入における不確実性を低減させることを目指している。
- BC5 ISSB は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入フェーズの間に行う修正を評価するための規準を設けた。ISSB は、それぞれの修正案がこれらの規準を満たすと結論付ける場合にのみ、IFRS S2 号の修正を提案している。
- (a) ISSB が、他のすべての選択肢を探究した後に、導入（implementation）の間に生じた広がりのある（pervasive）適用上の課題（実務の多様性に関連する懸念を含む。）に対応する明確なニーズが示されていることを識別すること
 - (b) 修正が、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項を適用する企業が提供する情報と比較して、有用な情報の著しい（significant）喪失をもたらさないであろうこと
 - (c) 修正が、IFRS S1 号及び IFRS S2 号を導入するための企業のプロセス又は IFRS S1 号及び IFRS S2 号を採用若しくはその他の方法で使用するための法域別のプロセスを不当に（unduly）混乱させないであろうこと。ISSB は、修正の必要性和修正を生じさせる可能性のある混乱とのバランスをとることになる。ISSB は、公表されている要求事項と比較して、次のようになる修正を避けることを図ることになる。

- (i) 「IFRS サステナビリティ開示基準」と「欧州サステナビリティ報告基準」又は「グローバル・レポーティング・イニシアティブ・スタンダード」のいずれかとの相互運用可能性を低減させることになる。
- (ii) 「IFRS サステナビリティ開示基準」と「IFRS 会計基準」との間のコネクティビティを低減させることになる。
- (iii) IFRS S1 号又は IFRS S2 号の要求事項の適用の複雑性を増大させ、これらの基準のプロポーショナルリティを低減させることになる。

BC6 IFRS S2 号に対する修正を提案する前に、ISSB は、当該基準の修正に代えて適用上の課題に対応するための他の選択肢を採用することができるかどうかを検討した。しかし、ISSB は、他の選択肢はどれも適用上の課題に有効に対処するものではないと結論付けた。したがって、ISSB は、IFRS S2 号に対する修正を提案することを決定した。検討した代替的な選択肢は次のものであった。

- (a) 何も対応しない — 何も対応しないという決定には、企業が適用上の課題に対応するのを支援するために TIG の議論の要約に依拠することが含まれる可能性がある¹。ISSB は、TIG の議論は適用上の課題を解決するものではなく、「IFRS サステナビリティ開示基準」の要求事項の追加又は変更を行うことはできないことに留意した。
- (b) 教育的資料の公表 — 教育的資料は、「IFRS サステナビリティ開示基準」の要求事項への追加又は変更を行うことはできない。したがって、そのような資料は適用上の課題を解決しないであろう。
- (c) 基準におけるプロポーショナルリティのメカニズムへの依拠 — これらのメカニズムは、次の理由で、適用上の課題を解決しないであろう。
 - (i) 過大なコストや労力をかけずにすべての合理的で裏付け可能な情報を用いるという要求事項は、企業の温室効果ガス排出の測定及び開示について免除するものではなく、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」に関する結論の根拠の BC15 項から BC17 項で説明されているとおり、考慮すべき情報の種類及びそのような情報を入手するために要する労力の量についてのパラメータを確立するものである。
 - (ii) IFRS S2 号における「スコープ 3」の測定フレームワークを適用するという要求事項は、識別された具体的な適用上の課題を解決するものではない。「スコープ 3」の測定フレームワークは、単に企業がそのような温室効果ガス排出を測定するにあたりインプット及び仮定に関する優先度の決定を行うのを支援するものである。
 - (iii) 実務上不可能であるという理由による「スコープ 3」の温室効果ガス排出の開示の免除は、IFRS S2 号の B57 項で述べているように、企業が利用可能であることは稀であると見込まれる。

「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示

修正案

BC7 ISSB は、次のことを提案している。

¹ 「IFRS S1 号及び IFRS S2 号に関する移行支援グループ」の会議は、公開でウェブキャスト放送される。すべての会議の録画、アジェンダ・ペーパー及び会議の要約は、<https://www.ifrs.org/groups/tig-ifrs-s1-and-ifrs-s2/#meetings> にある。

温室効果ガス排出の開示に対する修正

- (a) 企業が「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示を IFRS S2 号で定義されているファイナンスド・エミッションに限定することを認め、この限定の目的上、企業はデリバティブに関連する温室効果ガス排出を除外することが認められる旨を定める。
- (b) (a)に記述した限定の提案に従って「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の開示を限定している企業に対して、除外したデリバティブの数値 (amount)、除外したデリバティブの説明及び除外した他の金融活動の数値 (amount) を開示することを要求する。

BC8 この修正案の結果は、企業が「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示から、次に関連する排出を除外することを認めることになる。

- (a) デリバティブ
- (b) 他の金融活動（次に関するものを含む。）
 - (i) 投資銀行（「ファシリテーションに係る排出」）
 - (ii) 保険及び再保険の引受（「保険に関連する排出」）

ISSB が修正を提案した理由

BC9 ファイナンスド・エミッションは、「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の一部である。IFRS S2 号の第 29 項(a)(i)(3)は、「スコープ 3」の温室効果ガス排出の絶対総量 (absolute gross) を開示することを企業に要求しており、「カテゴリー15」の温室効果ガス排出は重要性がある (material) 場合にはこの開示に含めることになる。さらに、資産管理、商業銀行又は保険の活動に参加している企業は、「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出に関する追加的な情報（具体的には、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報）を IFRS S2 号の第 29 項(a)(vi)(2)及び B58 項から B63 項に従って開示することが要求される²。

BC10 IFRS S2 号「気候関連開示」に関する結論の根拠の BC127 項及び BC129 項は、「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出に関する開示に関連した ISSB の決定についての文脈を提供している。IFRS S2 号の公開草案についての公開協議の後に、ISSB は、デリバティブ及びファシリテーションに係る排出に関連した温室効果ガス排出を開示するという要求事項案を進めないことを決定した。さらに、ISSB は、保険に関連する排出を開示することを企業に要求しないことを決定した。IFRS S2 号に関する結論の根拠の BC127 項及び BC129 項で説明されているように、ISSB は、これらの種類の排出についての確立された方法論の欠如をこれらの決定の理由として挙げた。

BC11 識別された適用上の課題は、次の両者の間の潜在的な矛盾に関するものである。「スコープ 3」の温室効果ガス排出を第 29 項(a)(i)(3)に従って測定し開示することを要求している IFRS S2 号の要求事項（「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の絶対総量 (absolute gross) についての企業の測定及び開示に含めることが要求される金融活動の種類又は資産クラスに対する明示的な限定がない。）と、IFRS S2 号に関する結論の根拠の BC127 項及び BC129 項に示されている ISSB の決定の論拠との間のものである。利害関係者は、IFRS S2 号に関する結論の根拠におけるこれらの項は、ISSB が次のいずれかを決定したと説明しているものと解釈できるという考えを示した。

- (a) 特定の温室効果ガス排出を IFRS S2 号の B58 項から B63 項における追加的な開示要求から除外すること
- (b) 特定の温室効果ガス排出を IFRS S2 号の B58 項から B63 項における追加的な開示要求から除外し、かつ、「スコープ 3」の温室効果ガス排出の絶対総量 (absolute gross) の数値

² 「IFRS サステナビリティ開示基準」で要求されているすべての開示と同様に、「スコープ 3」の温室効果ガス排出に関する情報は、重要性がある (material) 場合に提供することが要求される。

(amount) を IFRS S2 号の第 29 項(a)(i)(3)に従って開示するという要求事項からそれらの温室効果ガス排出を除外すること

- BC12 BC127 項及び BC129 項の異なる解釈の可能性に関する利害関係者の混乱の一部は、IFRS S2 号に関する結論の根拠のこれらの項で述べているように、ISSB が、一部の「カテゴリー15」の温室効果ガス排出に関連する決定の理由として、確立された方法論の欠如を挙げていることによるものであった。すなわち、一部の利害関係者は、ISSB が（確立された測定の方法論の欠如を指摘して）一部の「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出に関する追加的な情報の開示を要求しないことを決定する一方で、測定の方法論の適用が必要となる、「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出量の開示を要求する理由を質問した。
- BC13 ISSB は、IFRS S2 号の第 29 項(a)(i)(3)と IFRS S2 号に関する結論の根拠（当該基準の B58 項から B63 項についての文脈を提供している。）との間の不一致が、要求事項の一貫しない適用を生じさせる可能性がある」と結論付けた。修正案は、当該基準の第 29 項(a)(i)(3)を IFRS S2 号に関する結論の根拠における議論と整合する方法で適用することを明示的に認めることによって、この不一致を解決することになる。さらに、ISSB は、提案している第 29A 項において「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の特定の一部を記述するために「ファイナンスド・エミッション」という用語を使用する結果として、IFRS S2 号の第 29 項(a)(vi)(2)及び B59 項の軽微な編集上の変更を提案している。IFRS S2 号を提案のとおり修正とした場合、IFRS S2 号に関する結論の根拠も、当該基準に加えられた変更を反映するために明確化されることになる。

修正案はどのように機能するか

救済措置の範囲

- BC14 IFRS S2 号の B32 項は、「スコープ 3」の温室効果ガス排出の 15 のカテゴリー（「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ 3）算定及び報告基準（2011 年）」（「GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン基準」）に記述されている。）のすべてを考慮し、どれが企業のバリュー・チェーンに関連性があるのかを決定することを企業に要求している。関連性がある場合、企業は、当該カテゴリーに関連する排出の開示が重要性がある（material）情報を提供するならば、当該排出を「スコープ 3」の温室効果ガス排出の開示に含めなければならない。「スコープ 3」「カテゴリー15」の排出は、「GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン基準」に記述されているように、さまざまな金融活動から生じる可能性がある。したがって、「カテゴリー15」が企業のバリュー・チェーンに関連性があるかどうかを企業が検討するにあたり、企業はこのカテゴリーにおける温室効果ガス排出を生じさせる可能性のあるすべての金融活動を考慮する³。
- BC15 IFRS S2 号は、ファイナンスド・エミッションを「企業が行う融資及び投資に関連して、投資先又は相手方の温室効果ガスの総排出のうち、当該融資及び投資に帰属する部分」〔下線追加〕と定義している。ISSB は、測定し開示することが要求される「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出を IFRS S2 号で定義しているファイナンスド・エミッションに限定することによって救済措置を提供することを提案している。ISSB は、ファイナンスド・エミッションは「スコー

³ IFRS S2 号「気候関連開示」において、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ 3）算定及び報告基準（2011 年）」（「GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン基準」）は、「スコープ 3」の温室効果ガス排出の測定に関しては参照されていない。IFRS S2 号は、どの「スコープ 3」の温室効果ガス排出を含めるべきかの決定は、企業のバリュー・チェーンへの関連性及び重要性（materiality）（「IFRS サステナビリティ開示基準」で要求されている。）を基礎とすることを要求している。したがって、「GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン基準」における選択的な定め（どの金融投資及び金融活動を「カテゴリー15」の温室効果ガス排出に含めるかについての選択制など）は、企業の「スコープ 3」の温室効果ガス排出の測定値に何を含めるかを決定するためには使用されない。以下にある 2024 年 9 月の TIG 会議のアジェンダ・ペーパー1 の 8 頁及び 9 頁並びにアジェンダ・ペーパー4 の第 21 項参照。
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2024/september/tig/ap1-questions-submitted.pdf> 及び
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2024/september/tig/ap4-scope-3-category-15-ghg-emissions-financial-activities-s2.pdf>

温室効果ガス排出の開示に対する修正

プ 3」 「カテゴリー15」 の温室効果ガス排出の一部であり、ファシリテーションに係る排出及び保険に関連する排出などの他の種類の「カテゴリー15」 の排出とは区別されるものであることに留意した。したがって、修正案はファシリテーションに係る排出及び保険に関連する排出には言及していないが、「スコープ 3」 「カテゴリー15」 の温室効果ガス排出について要求される開示をファイナンスド・エミッションに限定することの結果は、ファシリテーションに係る排出及び保険に関連する排出などの他の種類の「カテゴリー15」 の排出を除外することになる。しかし、企業が他の種類の「スコープ 3」 「カテゴリー15」 の温室効果ガス排出を開示することを選択する場合、修正案はその選択を妨げない。

- BC16 ISSB は、単純にファイナンスド・エミッションに言及することによって、企業がデリバティブに関連する排出を除外することを修正案が認める旨が明確でない可能性があることにも留意した。このため、誤解を避けるために記すと、ISSB は、企業が「カテゴリー15」 の温室効果ガス排出を測定し開示するにあたり、デリバティブに関連する排出を除外することを明示的に認めることを提案している。
- BC17 同様に、除外の範囲を明確化し、IFRS S2 号の第 29 項の要求事項と当該基準の B58 項から B63 項の要求事項との一致をさらに支えるため、修正案は次のように述べている。
- (a) IFRS S2 号におけるファイナンスド・エミッションの定義において用いられている「融資及び投資」という用語には、融資、プロジェクト・ファイナンス、債券、株式投資及び未実行のローン・コミットメントが含まれる。
 - (b) 資産運用活動に参加する企業については、ファイナンスド・エミッションには運用資産残高に帰属する温室効果ガス排出が含まれる。
- BC18 ISSB は、IFRS S2 号におけるファイナンスド・エミッションの定義を用い、デリバティブを明示的に除外することによって修正案の範囲を定めることは、IFRS S2 号を修正するための明確かつ簡潔な方法であることに着目した（observed）（特に、「ファシリテーションに係る排出」及び「保険に関連する排出」を定義することを要する他の考え得るアプローチと比較して）。これには、ファシリテーションに係る排出及び保険に関連する排出の定義を温室効果ガス排出の測定の方法論に見出すことはできるものの、これらの方法論の範囲は依然として進展中であるという考慮が含まれていた。
- BC19 本公開草案は、「デリバティブ」の定義の提案を含んでいない。ISSB は、デリバティブの定義を、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004 年）」（「GHG プロトコルのコーポレート基準」）又は「金融向け炭素算定パートナーシップ（PCAF）のパート A 基準」などの公表された温室効果ガス排出の測定の方法論において、デリバティブの定義を識別していない。同様に、「デリバティブ」は、「IFRS サステナビリティ開示基準」又は「SASB スタンドダード」において定義されていない。「IFRS 会計基準」及びその他の一般に認められた会計原則及び実務（GAAP）はデリバティブの定義を示しているものの、ISSB は、それらの定義を温室効果ガス排出の測定の目的で用いることは、意図しない複雑性を持ち込む可能性があると判断した。会計の目的でデリバティブとして定義されている金融商品は、サステナビリティ関連財務情報の報告の目的では定義されていない。したがって、この修正のために GAAP の定義を用いることは、温室効果ガス排出に関して一般目的財務報告書の利用者にとって最も有用な情報をもたらさない可能性がある。例えば、財務諸表においてデリバティブとして会計処理される金融商品の中には、温室効果ガス排出の測定の方法論ではデリバティブとして区分されていないものがある⁴。さらに、デリバティブの定義は GAAP ごとに異なっているため、ISSB が IFRS S2 号において特定の GAAP に整合したデリバティブの定義を設けるとした場合、IFRS S2 号のデリバティブの定義の基礎として使用されたのとは異なる GAAP を企業が使用するときには、企業の関連する財務諸表との不整合（disconnect）を生じさせる可能性がある。最後に、ISSB は、運用目的でのデリバティブの定

⁴ 例えば、IFRS 第 9 号「金融商品」は、一部のローン・コミットメントをデリバティブとして会計処理することを要求している。

義は GAAP における定義とは異なる可能性があり、それがさらに複雑性を生じさせることになると考えた。

- BC20 ISSB は、IFRS S2 号にデリバティブの定義がない中で、企業は「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の開示の目的上、何をデリバティブとして扱うのかを決定できると決定した。ISSB は、企業が修正案を適用するにあたり何をデリバティブとして扱うのかを異なる方法で決定する場合に、ファイナンスド・エミッションの開示の比較可能性が影響を受ける（affected）可能性があることに着目した（observed）。したがって、ISSB は、救済措置を使用する企業にこれらの目的で何をデリバティブとして扱ったのかを説明することを要求することを提案している。企業がデリバティブとして扱う金融商品についての説明は、開示の理解可能性を助け、他の企業の開示との比較可能性を支えることになる。例えば、「IFRS 会計基準」を適用する企業が、救済措置を使用するにあたって IFRS 第 9 号「金融商品」に示されているデリバティブの定義を使用したと説明する場合がある。ISSB は、限定の目的で何をデリバティブとして扱うのかを決定するには企業が判断を適用する必要があることに留意した。このため、企業は、開示に含めている情報に最も重大な（significant）影響（effect）を与えている判断を開示するという IFRS S1 号の第 74 項の要求事項の適用可能性を検討することを要求される。ISSB はさらに、このアプローチは財務諸表とサステナビリティ関連財務開示との間のコネクティビティの低下を避けることになることに留意した。

救済措置の存続期間

- BC21 ISSB は、企業の「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定値を限定することを認める提案を、有限の存続期間について（すなわち、経過的な救済措置として）提供すべきかどうかを検討した。しかし、ISSB は経過的な救済措置のための適切な存続期間を決定するための基礎を識別できなかった。さらに、ISSB は、デリバティブ、ファシリテーションに係る排出及び保険に関連する排出が、IFRS S2 号の B58 項から B63 項の「スコープ 3」「カテゴリー15」の追加的な情報の要求事項から経過期間なしで除外されたことに留意した。したがって、これらの種類の排出を IFRS S2 号の第 29 項(a)(i)(3)で要求されている測定及び開示から除外することは、そのアプローチと整合的である。

「スコープ 3」「カテゴリー15」から除外されたデリバティブ及び金融活動に関して開示すべき情報

- BC22 ISSB は、「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出を開示するという要求に対する限定案が、除外された排出の潜在的な規模（その結果として、企業の「スコープ 3」「カテゴリー15」情報の完全性）を一般目的財務報告書の利用者が理解できるようにするために追加的な情報を提供するニーズを生じさせることになるかどうかを検討した。この潜在的なニーズに対処するため、ISSB は、救済措置を使用する企業に対して、企業の除外された「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出に関連するデリバティブ及び金融活動の規模に関する情報（具体的には、除外されたデリバティブ及び金融活動の数値（amount））の提供を要求することを提案している。この開示には、例えば、救済措置の適用の結果として投資銀行活動又は保険引受活動に関連する排出が企業の「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定値に含まれなかった場合、それらの金融活動に関する情報が含まれることになる。
- BC23 ISSB は、この開示要求の目的上、「数値（amount）」を定義しないことを決定した。この決定は、「数値（amount）」という語をこの用語を定義せずに用いている IFRS S2 号の既存の要求事項（例えば、IFRS S2 号の第 29 項(b)及び第 29 項(c)参照）と整合的である。このアプローチは、企業固有で一般目的財務報告書の利用者に有用な提供すべき最も適切な情報を企業が決定できるようにすることが意図されている。特に、企業の「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の開示から除外されている排出に関連したデリバティブ及び金融活動の潜在的な規模をこれらの利用者が理解できるようになる。例えば、企業は、そのような活動に関連した売上高に関して財務諸表に開示された数値（amount）が、この要求事項を満たすために「スコープ 3」「カテゴリー15」からの除外に関する有用な企業固有の情報を提供すると判断する可能性がある。

- BC24 一部の ISSB メンバーは、除外したデリバティブ及び金融活動の数値 (amount) の開示を要求することに関して懸念を示した。示された懸念には、この情報の提供の潜在的なコストが一般目的財務報告書の利用者にとっての潜在的な有用性によって正当化されることになるかどうかが含まれていた。また、一部の ISSB メンバーは、多くの企業にとって IFRS S2 号が導入の途上にある間は新たな開示要求は導入すべきではないとも考えた。この情報を要求することは、企業が想定していなかった追加的な作業を生じさせる可能性があり、導入 (implementation) に対する混乱を生じさせる可能性がある。しかし、他の ISSB メンバーは、IFRS S2 号の適用のコスト及び複雑性の考慮に加えて、一般目的財務報告書の利用者に提供される情報の有用性が著しく (significantly) 低減しないことを確保することが重要である (important) と指摘した。したがって、ISSB は、「スコープ 3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の開示から除外された金融活動の規模を一般目的財務報告書の利用者が理解できるようにする情報を開示することを企業に要求することを提案している。さらに、当該数値 (amounts) に関するこの開示要求案は、そのような温室効果ガス排出を測定し開示するという要求事項について設けられている救済措置と比較して、過大な (unduly) 負担とはならないと見込まれる。IFRS S2 号には、特定の金融活動に参加している企業がファイナンスド・エミッションの開示の完全性に関する情報を開示するという同様の要求事項がある。例えば、商業銀行活動に参加している企業は、当該基準の B62 項(c)に示されているファイナンスド・エミッションの計算に含まれているグロス・エクスポージャーの割合を開示することが要求される。

ファイナンスド・エミッションに関連する特定の要求事項の適用における「世界産業分類基準」の使用

修正案

- BC25 IFRS S2 号は、商業銀行又は保険の活動を有する企業が IFRS S2 号の第 29 項(a)(i)(3)に従って開示したファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示することを要求している。これには、ファイナンスド・エミッションの絶対総量 (absolute gross) を産業別に分解するという要求事項が含まれている。ISSB は、次のことを提案している。
- (a) この分解についての要求事項を修正して、IFRS S2 号の適用される要求事項を満たす目的上、特定の状況において、企業が「世界産業分類基準」(GICS) 以外の産業分類システムを使用することを認めるようにする。
 - (b) 企業がファイナンスド・エミッションの情報を分解するために用いている産業分類システムを開示し、企業が GICS を用いていない場合には、選択した産業分類システムの根拠を説明するという要求事項を追加する。

ISSB が修正を提案した理由

- BC26 金融活動に参加している企業は、それらの活動に伴う温室効果ガス排出に関連するリスク及び機会に直面する。温室効果ガス排出の多い相手方、借手又は投資先は、技術的变化、供給及び需要のシフト並びに政策変更に関連するリスクの影響を受けやすく (susceptible)、その結果、これらの企業に金融サービスを提供する金融機関に影響を与える (affect) 場合がある。ファイナンスド・エミッションの開示は、企業の気候関連のリスク及び機会へのエクスポージャーに関する指標 (indicator)、並びに企業が企業自身の金融活動を時間の経過とともにどのように適応させる必要がある場合があるかについての指標 (indicator) として機能する (IFRS S2 号の B58 項を参照)。
- BC27 IFRS S2 号は、商業銀行又は保険の活動に参加している企業に対して、産業別に分解したファイナンスド・エミッションを開示するにあたり、(IFRS S2 号の B62 項から B63 項に示されているように) 相手方の分類に GICS を用いることを要求している。IFRS S2 号の公開草案の再審議の

間に、ISSB は、GICS は国際資本市場における使用のために設計されており、そのような資本市場で使用されているさまざまなシステム、ツール及びリソースの統合により、投資産業において幅広く使用されていることに留意した。ISSB は、一般目的財務報告書の利用者のニーズを満たすために、単一の幅広く使用されている産業分類システム、すなわち GICS の使用を要求することを決定した。これらのファイナンスド・エミッションの開示の一貫性及び比較可能性を促進するからである。

- BC28 利害関係者のフィードバックは、場合によっては GICS を用いるという要求事項の適用において課題があること（考えられる法律上の及びコストへの影響（implications）を含む。）を示唆した。GICS をこれまでに用いていない企業は、GICS を用いるライセンス契約を締結しなければならない。GICS を用いるという要求事項は、企業が GICS 以外の産業分類システムの使用を要求している他の報告上の要求事項（例えば、健全性規制の要求事項）の対象となっている場合には、重複した報告となる可能性もある。
- BC29 IFRS S2 号の公開草案の再審議の間に、ISSB は、ファイナンスド・エミッションに関する情報の分解に GICS の使用を要求することを決定した。比較可能性を促進するため及び GICS が国際的に広範に使用されているためである。その時点では、ISSB は、この IFRS S2 号の要求事項を適用する企業は、一部の限定的な状況で重複した報告の要求事項の対象となる可能性があると認識していた⁵。しかし、ISSB はその後、いくつかの健全性規制当局が GICS 以外の分類システムを規制目的での情報の産業別分解の基礎として用いていることを知った。これらの規制上の要求事項に関連性があるのは、IFRS S2 号における GICS に基づく分解は商業銀行又は保険の活動に参加している企業に関連するものであり、したがって、これらの IFRS S2 号の要求事項を適用する多くの企業は、そのような健全性規制の要求事項の対象となると見込まれるからである。
- BC30 ISSB は、これらの課題は重大で（significant）広がりがある（pervasive）と理解している。これらの課題は、小規模企業並びに開発途上経済圏及び新興経済圏の企業（GICS を既に用いている可能性が低い場合がある。）については特に広がりがある（pervasive）ことが見込まれる。少数の法域が、法域内の企業がそのようなファイナンスド・エミッションの情報を分解するために GICS を使用することを要求しないことを検討している。当該法域での企業による「IFRS サステナビリティ開示基準」の適用を促進するためである。そのような改変（modifications）は、IFRS S2 号の適用を断片化し、一般目的財務報告書の利用者にとっての比較可能性を低下させるリスクを生じさせる。基準に差異を持ち込むことに加えて、各法域がこの要求をさまざまな方法で修正する可能性があるからである。

修正案はどのように機能するか

- BC31 修正案は、次のことを図っている。
- (a) 企業のいずれかの部分で報告日時点の融資又は投資の活動を分類するために既に GICS を用いている企業に対して、IFRS S2 号の要求事項を満たすために企業のファイナンスド・エミッションの情報を産業別に分解するにあたって GICS の使用を要求することにより、可能な限り GICS の使用を維持することによって開示の比較可能性を維持する。
 - (b) 報告日時点で GICS を用いていない企業にとっての適用上の課題を、ファイナンスド・エミッションの情報を産業別に分解するにあたり代替的な産業分類システムを認めることによって軽減する。

⁵ IFRS S2 号の公開草案の再審議の間に、ISSB は、EU の規制の枠組みの中で報告を行う企業は NACE 産業分類システム（欧州共同体経済活動統計分類）を用いることが要求されると考えていた。しかし、NACE と GICS をマッピングするための一般に利用可能なリソースがあることから、ISSB はこれを IFRS S2 号におけるファイナンスド・エミッションの分解の要求事項の使用への障害にならないものと考えた。2022 年 12 月の ISSB 会議のアジェンダ・ペーパー 4D の第 44 項から第 45 項参照。 <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2022/december/issb/ap4d-climate-related-disclosures-financed-and-facilitated-emissions.pdf>

温室効果ガス排出の開示に対する修正

- BC32 ISSB の修正案は、ファイナンスド・エミッションの分解に GICS を用いるという要求事項を限定することによって、追加的な法律上の及びコストへの影響（implications）を軽減することを図っている。報告日時点の融資又は投資活動を分類するために（企業のいずれかの部分で）GICS を用いている企業のみが、GICS を用いることを要求されることになる。これらの企業に、IFRS S2 号を適用する目的上、GICS を用いることを要求することは、企業のファイナンスド・エミッションの開示の比較可能性を支えることになる。誤解を避けるために記すと、修正案は、GICS を用いるという要求事項は、報告日以前に融資又は投資活動を分類するために GICS を用いていたものの、報告日時点では GICS をそのような目的に用いることをやめた企業には適用されないことを意味することになる。
- BC33 ISSB は、企業のどの部分でも報告日時点の融資又は投資活動を分類するために GICS を用いていない企業は、ファイナンスド・エミッションの情報の分解のために、代替的な産業分類システムを用いることを要求されるようにする救済措置を提供することを提案している。企業が融資又は投資活動を分類するために GICS を用いておらず、法域の当局又は企業が上場する取引所によって、他の財務報告目的（健全性報告を含めることを意図している。）で産業分類システムを用いて気候関連財務情報を報告することが要求されている場合、ISSB は、企業が IFRS S2 号を適用するにあたり、それらの産業分類システムのうちの 1 つを用いることを要求することを提案している。その選択を行うにあたり、ISSB は、企業がそのような法域又は取引所の要求事項の対象となっている場合に、気候関連財務情報を報告するために用いている産業分類システムを用いることを企業に要求することを提案している。ISSB がこれを提案しているのは、関連性のある産業分解を一般目的財務報告書の利用者に提供するという IFRS S2 号の目的とできるだけ整合させながら、企業に対して過大なコストや労力を課さないことを図るためである。この修正は、IFRS S2 号の要求事項により、規制対象の企業が重複した報告の対象となる可能性を低減させることも意図している。例えば、状況によっては、修正案は、融資又は投資活動の分類のために他の方法で GICS を用いていない企業に対して、GICS の使用を要求せずに、健全性規制当局によって使用を要求されている産業分類システムを用いることを要求することになる。
- BC34 企業が融資又は投資活動を分類するために GICS を用いておらず、気候関連財務情報を報告するために又は他の財務報告目的で産業分類システムを用いるという法域又は取引所の要求事項の対象となっていない場合、ISSB は、企業が自らの選択する産業分類システムを用いることを提案している。ISSB は、この選択を行うにあたり、企業が情報を一般目的財務報告書の利用者に有用な方法で提供できるようにするシステムを選択することが要求されると提案している。この修正案は、有用な情報が提供されることを確保しながら、適用される IFRS S2 号の要求事項を満たすために利用可能なシステム及びプロセスを使用できるようにすることによって、一部の企業に救済措置を提供することになる。
- BC35 ISSB は、ファイナンスド・エミッションの分解について、すべての企業が同じ産業分類システムを用いることを要求することからの変更案が、これらの開示の比較可能性に影響を与える（affect）ことを認識した。しかし、ISSB は、IFRS S1 号の D20 項で述べているように、「比較可能性は画一性ではない」ことにも留意した。したがって、修正案の文脈における比較可能性は、統一的な産業分類システムの使用のみに依存するものではない。比較しようとしている企業が用いているシステムとは異なる産業分類システムを用いている企業が分解したファイナンスド・エミッションの情報は、依然として、気候関連のリスク（気候関連の移行リスクを含む。）に対する企業のエクスポージャーに関する有用な情報を一般目的財務報告書の利用者に提供できる。
- BC36 ファイナンスド・エミッションを分解するために GICS を用いるという要求事項案は、企業のいずれかの部分が、融資又は投資活動を分類する目的で GICS を用いている状況において適用されることになる。これが意味するのは、IFRS S2 号を適用するにあたり、企業が、例えば、分類システムが他で使用されていない企業の各部分に関して GICS を用いることを要求される可能性があること、又は、たとえ当該目的に用いられていなかった場合であっても、ファイナンスド・エミッションを分解するために GICS を用いることが要求されるということである。ISSB は、この

アプローチは、提供される情報の比較可能性をできるだけ促進するという意図と、これらの状況において GICS の使用を課すことの潜在的な追加コストとのバランスをとるために適切であると判断した。ISSB は、GICS を用いるという要求事項が企業が全体として GICS を用いた状況に限定されたならば、その結果は、実務上、この分解情報を提供する目的で GICS を適用することを要求される企業は非常に少数である可能性があり、比較可能性に不利な影響を与える (affect) ことになると考えた。

- BC37 少数の ISSB メンバーが、修正案は適用上の課題に対応するには不十分である可能性があるという懸念を示した。これらの ISSB メンバーは、GICS が企業の一部でのみ用いられている場合、又は企業が他の目的で継続的に使用することに加えてこの要求事項について GICS を用いることに追加的なコストがある場合、IFRS S2 号の要求事項を満たすために GICS を用いることが要求される企業の考えられる法律上の及びコストへの影響 (implications) に関して懸念した。
- BC38 識別されている適用上の課題を踏まえて、ISSB は、ファイナンスド・エミッションの情報を産業別に分解するにあたり、すべての企業に対して要求される分類基礎としての GICS を削除すべきかどうかを検討した。しかし、GICS の使用を要求するという ISSB の当初の決定は、一般目的財務報告書の利用者にとっての開示における比較可能性の重要性 (importance) を反映したものである。これらの修正は、一般目的財務報告書の利用者に提供される情報の重大な (significant) 喪失がないことを確保しながら、企業の課題及び懸念を緩和することが意図されている。

「GHG プロトコルのコーポレート基準」の使用に対する法域別の救済措置

修正案

- BC39 ISSB は、企業が法域の当局又は企業が上場する取引所によって、温室効果ガス排出の測定について「GHG プロトコルのコーポレート基準」以外の方法を用いることが要求されている場合に利用可能な法域別の救済措置の範囲を明確化するように IFRS S2 号を修正することを提案している。修正案は、救済措置が利用可能であるのは、法域の当局又は企業が上場する取引所からのそのような要求事項（「法域又は取引所の要求事項」）が企業の全部又は一部に適用される場合である旨を明確化することになる。

ISSB が修正を提案した理由

- BC40 この修正案がない場合、IFRS S2 号の第 29 項(a)(ii)に示されている法域別の救済措置は「企業」に言及しており、法域別の救済措置が利用可能となるのが、温室効果ガス排出を「GHG プロトコルのコーポレート基準」以外の方法を用いて測定するという法域又は取引所の要求事項が企業の一部に適用される場合なのか、それとも、そのような法域又は取引所の要求事項が企業全体に適用される場合のみなのかを明示していない。この疑問は特に、世界中で事業を営んでいるために温室効果ガス排出の測定についてさまざまな要求事項の対象となる可能性のある企業にとって重要である (important) ⁶。
- BC41 法域別の救済措置における具体性の欠如により、利害関係者（特に作成者、保証提供者及び規制当局）にとっての混乱が、企業の一部について企業が法域別の救済措置を適用できるかどうかに関して生じる可能性があり、この混乱が適用の多様性を生じさせる可能性がある。また、この具体性の欠如は、重複した報告の量を増大させる可能性もある。具体的には、救済措置が利用可能なのは企業全体が法域又は取引所の要求の対象である状況のみであると誤解されている場合、そ

⁶ 例えば、温室効果ガス排出を「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004 年）」（「GHG プロトコルのコーポレート基準」）以外の方法で測定することを要求している法域で事業を営んでいる子会社を有する報告企業が提供するサステナビリティ関連財務開示を考えてみる。こうした他の方法が適用されるのは企業の一部のみであり、親会社及び他の子会社はこの法域の要求事項の対象となっていない。そのような状況では、企業は法域別の救済措置が利用可能なのかどうかという疑問を持つ可能性がある。

温室効果ガス排出の開示に対する修正

のような要求事項の対象ではあるものの一部についてのみである企業が、IFRS S2 号における法域別の救済措置を使用しないことになり、そのような企業は排出の一部を複数回測定することが必要になる。

修正案はどのように機能するか

- BC42 ISSB は、「企業」という用語は「IFRS サステナビリティ開示基準」において「IFRS 会計基準」と同じ方法で用いられていること、すなわち、報告企業を指すために用いられていることに留意した。この明確化は、「企業」という用語が「IFRS 基準」において用いられている方法を変更するものではない。ISSB は、救済措置が利用可能であるのは、企業の全部又は一部が「GHG プロトコルのコーポレート基準」以外の方法を用いて温室効果ガス排出を測定するという法域又は取引所の要求事項の対象となっている場合である旨を明確化することを提案している。また、ISSB は、企業の一部のみがそのような法域又は取引所の要求事項の対象である場合には、温室効果ガス排出を「GHG プロトコルのコーポレート基準」以外の方法で測定するという救済措置は企業の当該部分にのみ適用される旨を明確化することも提案している。企業は、企業の残りの部分の温室効果ガス排出を「GHG プロトコルのコーポレート基準」を用いて測定することが要求されることになる。
- BC43 ISSB は、救済措置が企業の一部のみに適用される場合、企業は温室効果ガスを測定するために複数の方法を用いることになることに着目した（observed）。企業は温室効果ガス排出の一部を「GHG プロトコルのコーポレート基準」を用いて測定し、これらの排出の一部を 1 つ以上の法域の当局又は取引所が要求している 1 つ以上の代替的な方法を用いて測定することになる。法域又は取引所の要求事項が複数ある可能性があるため、IFRS S2 号の B28 項（企業が法域別の救済措置を用いる場合に、企業が温室効果ガス排出を算定するために用いる適用される方法及び測定アプローチを開示することを企業に要求している。）を、このことをより明確に反映するように修正している。ISSB はさらに、IFRS S1 号の B29 項から B30 項に従った情報の分解に関する要求事項の潜在的な適用可能性に留意した。

地球温暖化係数の数値の使用についての法域別の救済措置の適用可能性

修正案

- BC44 ISSB は、温室効果ガス排出の測定に関して IFRS S2 号の第 29 項(a)(ii)及び B24 項に示されている法域別の救済措置を、特定の状況において、それがなければ当該基準で要求されるのとは異なる地球温暖化係数（GWP）の使用を認める拡張をするように IFRS S2 号を修正することを提案している。この救済措置が利用可能となるのは、法域の当局又は企業が上場する取引所によって、企業の全部又は一部について、7 種類の温室効果ガスを CO₂ 相当量に変換するために、報告日時点で入手可能な最新の「気候変動に関する政府間パネル」の評価における、100 年の時間軸に基づく GWP の数値（最新の IPCC の評価による GWP の数値）以外の GWP の数値を用いることが要求されている場合である。そのような状況において、企業は、そのような法域の当局又は取引所が要求している GWP の数値を、そのような法域又は取引所の要求事項が企業のその部分に適用される限りにおいて、企業の関連する部分について、最新の IPCC の評価による GWP の数値に代えて用いることが認められる。

ISSB が修正を提案した理由

- BC45 IFRS S2 号の B21 項から B22 項は、7 種類の温室効果ガスを CO₂ 相当量に変換するにあたり、最新の IPCC の評価による GWP の数値を用いることを企業に要求している。しかし、利害関係者は、一部の法域が最新の IPCC の評価によるものではない GWP の数値の使用を要求していると報告した。したがって、最新の IPCC の評価における GWP の数値以外の特定の GWP の数値の使用

を要求している法域で事業を営んでいる企業は、IFRS S2 号に準拠するために最新の IPCC の評価による GWP の数値を用いることが要求され、それらの法域又は取引所の要求事項を満たすために別個に他の特定の GWP の数値を用いることが要求されることになる。このため、この IFRS S2 号の要求事項は、追加的な GWP のセットを用いて温室効果ガス排出の一部を再計算することが要求される企業について、労力の重複及びコストの増大を生じさせることになる。

- BC46 IFRS S2 号の第 29 項(a)(ii)における法域別の救済措置は、企業が法域の当局又は企業が上場する取引所によって異なる測定方法を用いることを要求されている場合に、温室効果ガス排出について「GHG プロトコルのコーポレート基準」とは異なる測定方法を企業が用いることを認めている。その法域別の救済措置が、7 種類の温室効果ガス排出の CO₂ 相当量への変換について法域の当局又は企業が上場する取引所が要求している GWP の数値の使用にまで及ぶかどうかについて、質問が TIG に提出された。TIG での議論は、当該救済措置は IFRS S2 号により要求されているものと異なる代替的な GWP の数値の使用を企業に認めることにまでは及ばないことを確認した。修正案は、法域の当局又は企業が上場する取引所が要求している GWP の数値について、それがいない場合に IFRS S2 号で要求される数値に代えて使用することを企業に認めることによって、IFRS S2 号の第 29 項(a)(ii)に含まれているものと同じ方法で救済措置を提供することになる。
- BC47 IFRS S2 号の第 29 項(a)(ii)における法域別の救済措置の明確化の提案にあわせて、ISSB は、企業の全部又は一部について、法域の当局又は企業が上場する取引所によるそのような要求事項の対象となっている場合に、この救済措置を利用可能とすることを提案している。さらに、ISSB は、企業が当該救済措置を適用するとした場合、企業のうちそのような法域の当局又は取引所の要求事項の対象となっている部分にのみ適用されると提案している。企業の他の部分は、最新の IPCC の評価による GWP の数値を用いることが要求される。

修正案はどのように機能するか

- BC48 ISSB は、IFRS S2 号が既に、温室効果ガス排出の測定について、法域の当局又は当該企業が上場する取引所によって、「GHG プロトコルのコーポレート基準」とは異なる方法を用いることが要求される場合、「GHG プロトコルのコーポレート基準」以外の測定方法を企業が用いることを認める法域別の救済措置を提供していることに着目した (observed)。修正案は、この救済措置を法域の当局又は取引所の要求事項で定めている GWP の数値の使用を含めるように拡張することになる。GWP の数値は、企業の温室効果ガス排出の測定に対するインプットの 1 つである。温室効果ガス排出の測定方法に関する法域別の救済措置にあわせて、修正案は、企業の IFRS S2 号の適用のためのコストを低減させつつ、温室効果ガス排出に関する情報の一般目的財務報告書の利用者にとっての有用性を著しく (significantly) 低下させないことを意図している。比較可能性への影響 (effect) を考慮するにあたり、ISSB は修正案の影響 (effect) は重大ではない (significant) と見込んでいる。これは、IFRS S2 号における既存の救済措置の拡張であるからである。
- BC49 ISSB は、この提案している追加的な救済措置を提供する企業について、追加的な開示要求を提案しないことを決定した。ISSB は、企業は温室効果ガス排出を測定するために用いた測定アプローチ、インプット及び仮定について IFRS S2 号の第 29 項(a)(iii)(1)に従って開示することを要求されることに留意した。したがって、企業は用いた GWP の数値に関する情報が、この開示に関連性があるかどうかを検討する場合がある。これには、例えば、次のことが含まれる可能性がある。
- (a) 用いた GWP の数値の記述
 - (b) 企業が最新の IPCC の評価による GWP 数値を用いなかった理由の説明

発効日

- BC50 ISSB は、企業が修正を適用できるようにするため、修正ができるだけ早く発効するように発効日を設定し、早期適用を認めることを提案している。この理由は、次のとおりである。

温室効果ガス排出の開示に対する修正

- (a) 修正の性質 — この修正は範囲が狭く、的を絞ったものであり、IFRS S2 号における追加的な救済措置の提供又は既存の救済措置の明確化によって、利害関係者が指摘した課題に直接対応している。
- (b) 修正の緊急性 — 多くの企業及び法域が、既に IFRS S2 号の導入、採用又はその他の方法での使用の過程にある。これらの利害関係者は、修正を当該基準の導入及び採用と同時に適用することを望む可能性がある。

BC51 ISSB は、修正の発効日を、修正案に対するフィードバックを検討した後に、修正の公表時期をより正確に決定できるようになった時点で決定する。

「SASB スタンダード」の結果的修正

BC52 ISSB は、「SASB スタンダード」におけるファイナンスド・エミッションの指標を IFRS S2 号と整合させるために、IFRS S2 号を公表した際に気候関連の「SASB スタンダード」の結果的な修正を行った。ファイナンスド・エミッションに関連する IFRS S2 号の要求事項の修正の結果として、ISSB は、この一致を維持するために、関連する「SASB スタンダード」を修正することを提案している。

影響（Effects）分析

BC53 ISSB は、IFRS S2 号の修正案が当該基準を適用する企業及び一般目的財務報告書の主要な利用者にどのように影響を与える（affect）可能性が高いかを検討した。ISSB は、修正を行うとした場合、便益がコストを上回る可能性が高いと結論付けた。詳細については表1を参照いただきたい。

表 1—IFRS S2 号に対する修正案の可能性の高い影響（effects）

修正	サステナビリティ関連財務開示に対する影響（effects）	コストと便益の分析
「スコープ 3」「カテゴリー 15」の温室効果ガス排出からの特定の除外を認める	企業は「スコープ 3」「カテゴリー 15」の温室効果ガス排出の一部を「スコープ 3」の温室効果ガス排出の一部として測定し開示することを要求されない。 救済措置が特に便益があると見込まれるのは、「スコープ 3」「カテゴリー 15」の温室効果ガス排出を報告する企業、及びデリバティブ、投資銀行活動又は保険・再保険の引受活動が重大である（significant）企業についてである。	<u>企業</u>—修正案は IFRS S2 号の適用の複雑性を低減させると見込まれる。企業は、「スコープ 3」「カテゴリー 15」の温室効果ガス排出の測定及び開示に何を含めることが要求されるのかに関する明瞭性及び確実性の増大により便益を受けると見込まれる。この修正案は IFRS S2 号の一貫した適用を支援し、実務の多様性を低減させると見込まれる。 修正案は、当該要求事項を適用する企業に多額の（significant）コストを生じさせないと見込まれる。この救済措置が適用される場合、特定の「スコープ 3」「カテゴリー 15」の温室効果ガス排出を測定し開示する要求が削除されるからである。修正は選択的な救済措置を提供するものであるため、企業はそのような情報を引き続き提供することが認められる。 <u>主要な利用者</u> — 修正は「スコープ 3」「カテゴリー 15」の温室効果ガス排出に関する情報の若干の喪失を生じさせる可能性がある。しかし、ほとんどの場合、情報の潜在的な喪失は、提供されてきた情報との比較で重大（significant）とはならないと見込まれる。さらに、救済措置が適用される場合、除外された情報の規模に関する情報を提供することが提案されている。
一部の状況においてファイナンスド・エミッションを分解するにあたり、「世界産業分類基準」（GICS）以外の産業分類システムの使用を認める	この救済措置は、報告日時点の融資又は投資活動を分類するために GICS を用いていない企業が利用すると見込まれる。 そのような企業は、IFRS S2 号の B62 項から B63 項における「スコープ 3」「カテゴリー 15」の温室効果ガス排出についての追加的な情報の要求事項に関する特定のファイナンスド・エミッションの情報を分解するにあたり、GICS 以外の異なる産業分類システムを用いることが要求される。	<u>企業</u>—修正案は、IFRS S2 号を適用する企業にとってのコストを、要求事項の適用に関連する報告負担の軽減によって低減させると見込まれる。適用上の課題は重大で（significant）広がりがある（pervasive）（特に、融資又は投資活動を分類するために GICS を用いていない企業について）。 <u>主要な利用者</u> — この修正は、企業の開示において用いられている産業分類システムにおける比較可能性の若干の低下を生じさせる可能性がある。しかし、修正案は、報告日時点で GICS を用いる企業について、一貫性及び比較可能性ができるだけ維持されるように設計される。ISSB は、比較可能性の潜在的な低下は重大で（significant）はないと見込んでいる。

温室効果ガス排出の開示に対する修正

修正	サステナビリティ関連財務開示に対する影響 (effects)	コストと便益の分析
IFRS S2 号における法域別の救済措置が企業の全部又は一部に適用される旨を明確化する	この救済措置は、温室効果ガス排出を「GHG プロトコルのコーポレート基準」以外の方法を用いて測定することを要求している法域で事業を営んでいる企業が利用すると見込まれる。 「GHG プロトコルのコーポレート基準」とは異なる測定方法を用いている企業は、重要性がある (material) 場合、IFRS S1 号の B30 項に従って分解情報を開示することが要求される。	企業 — 修正案は、IFRS S2 号の適用の複雑性を低減させ、そのための報告負担及び関連するコストを低減させると見込まれる。一部の法域が温室効果ガス排出について「GHG プロトコルのコーポレート基準」以外の方法を要求していること及び複数の法域又は取引所の要求事項の対象となる可能性のある企業の数を見ると、修正案は多くの企業に便益を与える可能性が高い。さらに、この修正案を通じての要求事項の明確化は IFRS S2 号の一貫した適用を支援することとなる。 主要な利用者 — この修正は、温室効果ガス排出の国際的な比較可能性に影響を与える (affect) 可能性がある。しかし、情報が当該法域に関して区分して提供される法域内での情報の比較可能性は維持されると見込まれる (IFRS S1 号の B29 項及び B30 項の適用の結果としての、重要性がある (material) 情報の分解を含む)。さらに、明確化の追加的な影響 (effect) は大きくない。IFRS S2 号は既にこのような法域又は取引所の要求事項の対象となる企業が「GHG プロトコルのコーポレート基準」以外の測定方法を用いることを認めているからである。
IFRS S2 号における法域別の救済措置を、最新の IPCC の評価によるもの以外の GWP の数値の使用を認めるように拡張する	法域又は取引上の要求事項によって、温室効果ガス排出を CO₂ 相当量に変換するために最新の IPCC の評価によるもの以外の GWP の数値を用いることを要求されている企業は、この救済措置を適用すると見込まれ、GHG 排出を最新の IPCC の評価による GWP の数値を用いて再計算することを要求されないことになる。 企業は温室効果ガス排出を最新の IPCC の評価とは異なる GWP の数値を用いて変換することとなり、これは比較可能性を低下させる可能性がある。	企業 — 修正案は、IFRS S2 号を適用する企業にとっての複雑性、報告負担及び関連するコストを低減させると見込まれる。法域の当局又は取引所が他の GWP の数値の使用を要求している場合に最新の IPCC の評価による GWP の数値を用いて温室効果ガス排出を再計算することを要求しないことによってである。 この救済措置は任意であるため、既に進行中の導入プロセスの混乱のリスクは低い。 主要な利用者 — この修正は、温室効果ガス排出の情報の国際的な比較可能性に影響を与える (affect) 可能性がある。しかし、法域内での情報の比較可能性は維持すると見込まれる。さらに、法域別の救済措置が既に提供されていて、温室効果ガス排出について「GHG プロトコルのコーポレート基準」以外の測定方法が法域の当局又は取引所によって要求されている場合には当該測定方法の使用が認められているため、この追加的な救済措置は、比較可能性に重大な (significant) 追加的影響 (effect) は与えないと見込まれる。



IFRS[®]
Foundation

Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**
Email **customerservices@ifrs.org**

ifrs.org

The IFRS Foundation has trade marks registered around the world, including 'FSA[®]', 'IASB[®]', 'IFRS[®]', 'International Financial Reporting Standards[®]', 'ISSB[®]', and 'SASB[®]'. For a full list of our registered trade marks, visit www.ifrs.org.